

た。

第十一條第一項第四項ノ規定ニ關係アル範圍内ニ於テ、同法第四十五條ノ規定ハ米穀統制法及米穀自治管理法ノ廢止ニ關係アル範圍内ニ於テ之ヲ臺灣ニ施行ス

第二條 食糧管理法施行令第十六條乃至第十八條、第十九條第一項及第二十四條ノ規定ハ之ヲ臺灣ニ適用セズ

第三條 第一條第一項ノ規定ニ係ル食糧管理法第十一

條第一項ノ規定ニ依ル許可ハ臺灣總督之ヲ行フ

前項ノ許可ハ左ノ各號ノ一一該當スル場合ニ於テハ之ヲ受クルコトヲ要セズ

一 政府ノ命令ニ依リ米麥ヲ輸出シ又ハ輸入スルトキ

二 政府ガ米麥ノ買入又ハ賣渡ヲ爲ス場合ニ於テ其ノ委託ヲ受ケ米麥ヲ輸出シ又ハ輸入スルトキ

三 船用品タル米麥又ハ命令ヲ以テ定ムル旅客ノ携帶品タル米麥、標本米麥其ノ他之ニ準ズベキモノヲ輸出シ又ハ輸入スルトキ

第四條 米麥以外ノ主要食糧ニシテ臺灣總督ノ指定スルモノノ輸出又ハ輸入ハ臺灣總督ノ指定スル期間其ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本令ハ昭和十七年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

食糧營團運營大綱の決定

食糧管理法に基く中央並に地方食糧營團設立並にその運營方針に關し農林省は昭和十七年七月十六日全國地方經濟部長會議に於いて左の如き運營大綱を指示し

食糧營團運營方針大綱

第一、食糧營團の取扱物資

一、米穀(一)米穀は原則として政府より地方食糧營團に賣却し地方食糧營團において精米としてまた玄米のまゝ實需者に配給するものとする。(二)外地米については中央食糧營團において政府の委託を受け外地より買入れ政府に引渡すものとする。

八、貯藏物資 (一)非常用貯藏物資は中央食糧營團において貯藏するものとすると(二)貯藏物資を更新等のため賣却をなす場合は乾麵及び乾パンは

營團の系統を通じ、その他の物資は當該物資の配給の系統を通じ賣却するものとすると(三)貯藏物資を非常用として配給する場合は營團の系統を通じ行ふものとすると

九、取扱物資の輸移出 輸移出するものについては原則として政府より中央食糧營團に賣却し中央食糧營團において輸移出をなすものとすると

第二、製造加工業の取扱

一、製造加工業者は營團設立後といへども原則として獨立の企業者として存置するものとし、營團は

これ等の業者に委託または販賣買取等の方法により製造加工をなさしむるものとすること

二、製造加工業に關する道府縣の工業組合はこれを存置するものとし中央食糧營團(製パンについて

は地方食糧營團)は道府縣の工業組合を通じて委託または販賣買取等の方法により業者に製造加工をなさしむるものとすること、但し大規模の製造加工業者にして工業組合を通せざるを適當とする

央食糧營團においては「これを取扱はざるものとするも米麥と綜合配給をなす必要ある場合は地方食糧營團においてこれを取扱ふものとする」と

七、雜穀 雜穀は原則として中央食糧營團においてこれを取扱ふものとすると

八、雜穀 雜穀は原則として中央食糧營團においてこれを取扱ふことを適當とする地方にありては地方食糧營團においてこれを取扱ふものとする

者に對してはその個々の業者に對し直接委託または販賣買取等の方法により製造加工をなさしむるものとすること

三、製造加工用の原料の配給については原則として中央食糧營團統一的にこれを行ひ製品はすべて一旦中央食糧營團の所有に屬せしむる組織とすること

四、産業組合經營の製造加工業については政府の委託を受け製造加工をなすことと認むること

五、農家の自家用食糧の貯蔵または貯加工のみをなす者はこれを一般の製造加工業者と區別し食糧營團と關係なく専ら貯蔵または貯加工のみをなさしむるものとする。この種の業者については適當なる統制をなす必要あるを以て別途適宜措置を講ずるものとする」と

(一) 地方食糧營團は共助施設として實績補償をなし得るものとしその額は轉廢業者の生計、地方食糧營團の堅實なる經營、償還能力等を考慮してこれを定むるものとする。但しこれが額の決定に當りては實績大なるものに薄く少きものに厚くする方針の下に行ふものとする。

(二) 政府は前號の實績補償を受けるものは生活困難となる恐れある者に對し一人當三百圓の範圍において中小商工業者轉廢業助成金を交付するものとすること

(三) 地方食糧營團の從業員となる見込の者に對しては(一)に準じ實績補償をなし得るものとする。

一、購買組合(消費組合を含む) 購買會及び包括的商業組合の取扱い

二、購買組合(消費組合を含む) 購買會及び包括的商業組合にして一定地域内の消費者のほとんど全部を配給の對象とする如きものについてはその實情を精査の上これを地方食糧營團の一配給擔當機關と關聯して地方食糧營團の取扱物資の代位配給をなさしむることを得るものとすること

三、轉廢業者の設置にして地方食糧營團の經營上必要なものについては地方食糧營團においてしかなれるものについては國民再生金庫において買入すること

四、轉廢業者の設置にして地方食糧營團の經營上必要なものについては地方食糧營團においてしかなれるものについては國民再生金庫において買入すること

五、實績補償の交付方法は左の如くする」と

(一) 地方食糧營團の從業員となざる見込の者に對しては一時金としてこれを交付すること、しかしてこれが資金については必要に應じ國民再生金

第四、轉廢業に關する措置

一、各業種別になるべく道府縣單位に計畫を樹立するものとし地方食糧營團は右計畫を精査したる上

これを引継ぎこれが實行をなすものとす

二、整理合同の結果地方食糧營團の從業員となざる見込の者に對しては左の如く措置するものとす

庫より融通を受くるものとすること

(二) 地方食糧營團の從業員となる見込の者に對しては十箇年内に漸次遞減の方法により分割交付するものとすること

六、實績補償をなしたるがために要したる借入金は十箇年の範圍内においてこれを償還するものとす

ること

結核對策連絡協議會會長其他の任命

結核對策連絡協議會の會長、委員及び幹事の任命並に委嘱は昭和十七年六月二十九日左の如く發令された

(昭和十七年七月一日付官報參照)。

厚生次官 武井群嗣

結核對策連絡協議會會長ヲ命ス

企畫院書記官

右田鐵四郎

内務省秘書官

岡本茂

大藏省書記官

河野一之

陸軍軍隊大佐

岡田恒吉

海軍軍隊大佐

小田島祥吉

文部省體育官

重田定正

逕道掛記官

齋藤勇之助

鐵道掛記官

武部英治

拓務掛記官

川本邦雄

結核對策連絡協議會委員ヲ委嘱ス(各通)

厚生省防護局長

勝俣

稔

厚生省秘書官

吉富

滋

同

次徳

二

厚生省技師

引地亮太郎